

[事案 23-132] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 3 月 30 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換による不利益などについて十分な説明を受けないまま転換してしまったとして、転換契約の無効を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 6 月、更新を 3 年後に控えた定期付終身保険を、保障内容の異なる定期付終身保険に転換した。しかし、本転換契約は「比較提案書」の交付を受けず、そのメリット・デメリットの説明もされずに契約させられたものであるため、契約転換を無効とし、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により申立人には何ら錯誤は存在せず、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 申立人は比較提案書の交付を受け、転換前後の契約を比較検討している。
- (2) 保険料額や保障内容の充実の観点から、本契約転換は必ずしも不合理ではない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人が①被転換契約の更新時期よりも 3 年早く転換したために、払込保険料総額が約 200 万円増加した点、②終身保険の予定利率が引き下げられる点、③定期保険特約が生活保障特約に変更され、死亡・高度障害時の給付が一時払いから年金払いになった点、につき転換時に錯誤（民法 95 条）があったと主張しているものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容および申立人への事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記のとおり申立人の主張には理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

(1) 次の理由により申立人は「比較提案書」の交付を受けたものと推測できる。

- ① 転換契約申込書には、「比較提案書」等の交付を受けた旨の申立人の受領印がある。
- ② 募集人が「比較提案書」なしに保険契約変更の説明をすることは困難である。

(2) 次の理由により申立人に錯誤があったと認めることはできない。

- ① 「比較提案書」には転換前後のそれぞれの契約につき、保険料額および保険料払込満了期間について契約転換の説明図とともに分かりやすく比較して記載されており、申立人が本件契約転換によって払込期間が長くなり、払込保険料総額が多くなることについて錯誤していたものと認めることは困難である。
- ② 「比較提案書」には「保険料の基礎となる予定利率、予定死亡率などは、元契約と転換後契約で異なることがあります」「予定利率が引き下げられることにより、終身保険（主契約）の保険料率が引き上げとなる場合があります」との記載があり、本件転換によって予定利率の変更がなされ得ることは申立人において認識し得たと考えられる。
等

(3) 仮に、前記(2)の点について錯誤があると認められるとしても、本件転換契約の申込み
に際して、比較提案書に沿って(2)記載の点についての説明がなされ、申立人が申込書の
記載を見て署名押印していることから、申立人には錯誤に陥った点について重大な過失
があったと言わざるを得ず、申立人から転換契約の無効を主張することはできない。